

環境訴訟における弁護士の役割 ～オース条約を日本で実現するNGOネットワーク(オース・ネット)の取組みを中心に～

オース・ネット事務局長・
弁護士 中下 裕子

1

日本のNGOの問題点とその背景

■ 問題点

日本のNGOは規模が小さく(会員数1万人以上は数パーセント)、専門性も高くない

➡ 環境政策の決定に及ぼす影響力はあまり大きくない

■ 背景

- 市民社会が未成熟
- 市民の環境問題への関心が高くない
- NGO参加の制度的保障がない
- 資金確保が難しい
- etc.

2

オース・ネットの設立(

2003年10月)

- オース条約が1998年にUNECEで採択、2001年発効
- 日本では、リオ第10原則も「環境権」も、法律上明記されておらず、条約が保障する3つの権利(情報アクセス、市民参画、司法アクセス)は実現されていない。特に司法アクセスの遅れが著しい。

⇒日本でも、オース条約が保障する3つの権利の実現をめざす組織として、学者・NGO関係者・弁護士らが中心となってオースネットが設立

3

オース・ネットの活動目的

- オース条約に関する啓発活動
- この問題についての市民・NGO間の情報交流の促進
- 条約の基準をみたす国内法(国レベル)の整備に関する政策提言活動
- 日本政府に対するオース条約加盟の働きかけ
- アジア版オース条約の成立もしくはオース条約の国連全体の条約化の実現を求める働きかけ

4

オース・ネットの活動(その1)

1 オース条約の日本語訳の作成

大久保規子教授(大阪大学)、磯野弥生教授(東京経済大)、高村ゆかり教授(龍谷大学)の監修の下に翻訳チームで作成

⇒UNECEホームページに掲載されている!

5

2 シンポジウム・講演会等の開催

- ・2004年1月～3月 オース条約についての連続学習会(3回)の開催(環境パートナーシップオフィス・地球環境パートナーシッププラザとの共催)
- ・2004年～2006年 「河川法を題材として、市民参加の現状と課題」を考える連絡学習会(4回)開催
- ・2006年1月 「アジア版オース条約の実現の可能性を探る」シンポジウム開催
- ・2007年～2008年 「道路事業における市民参加」を考える連絡学習会開催(4回)
- ・2008年～2009年 「立法過程への市民参加」を考える連絡学習会開催(3回)
- ・2010年10月 オース条約事務局フィオナ・マーシャル氏来日記念講演会開催
- ・2009年～2011年 環境教育推進法の改正に係る取り組み

6

3 政策提言活動

- ・司法制度改革に関する決議(2003.10)
- ・環境影響評価制度についてのパブコメ提出(2009.6)
- ・改正環境教育推進法への意見表明(2009)

7

4 オーフス条約に関するパンフレット作成 (2012~2013)

大阪大学グリーンアクセスポジションと共同制作



8

今後の活動

- 団体訴訟法制度導入など司法アクセス改善を旨とした取組みの強化
- オーフス条約の基準を環境基本法に明記させる改正の実現に向けた働きかけ
- さまざまな領域における審議会等への市民・NGO代表の参加促進の働きかけ
- パンフレットを利用して、オーフス条約の啓発の一層の強化
- 日本政府の条約加入への働きかけ

9

おわりにー

福島原発事故にもかかわらず、日本政府は脱原発への政策転換を明言せず、新政権は元の推進策を継続しようとしている。

しかし、パブコメでは、国民の8割以上が脱原発を望んでおり、国民の意思が政府の政策決定に反映されていない。このことは、**NGOの運動の弱さ**を示している。

→オーフス条約の基本理念を日本の法制度や社会システムの中に定着させることにより、**日本のNGOの力を強化**するとともに、特定の利益集団による政策決定を許さず、**広範な議論を通じた合意形成を通じて、主権者としての国民の意思に基づく政策決定の実現**を目指して、さらに活動を広げていきたい。

ーご清聴ありがとうございました!!

10